

都市建設委員会審査日程表

日 時 令和 8 年 3 月 3 日 (火)

午前 9 時 3 0 分開議

場 所 第 3 ・ 4 委員会室

- | | | |
|-----|-----------|--|
| 第 1 | 議案第 2 8 号 | 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第 2 7 号 | 流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第 1 8 号 | 令和 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計予算 |
| 第 4 | 議案第 1 9 号 | 令和 7 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 5 | 議案第 2 5 号 | 流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 2 9 号 | 東武野田線初石駅自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更について |
| 第 7 | 議案第 2 6 号 | 流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 2 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度流山市水道事業会計補正予算 (第 2 号)) |
| 第 9 | 議案第 2 2 号 | 令和 7 年度流山市水道事業会計補正予算 (第 3 号) |

第 1 0 議案第 2 4 号 令和 7 年度流山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 1 議案第 2 0 号 令和 8 年度流山市水道事業会計予算

第 1 2 議案第 2 3 号 令和 8 年度流山市下水道事業会計予算

第 1 3 所管事務の継続調査について

「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

1 改正の背景及び理由

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。

一方、現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備（以下「簡易サウナ」という。）の特性に応じた基準を定める必要性が生じている。

このような状況を受け、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成 14 年消防庁告示第 1 号）が一部改正され、簡易サウナに係る基準が追加されたことから、本市においても流山市火災予防条例（昭和 37 年流山市条例第 12 号）を改正し、簡易サウナの位置、構造及び管理の基準を定めるものである。

また、令和 6 年 1 月 1 日に発生した所謂「令和 6 年能登半島地震」では最大震度 7 を記録し、それに伴い輪島市朝市通り周辺では火災が発生し、被害状況は焼失面積約 49,000 平方メートル、焼損棟数約 240 棟と大規模火災となった。こうしたことから、当該大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書において、大規模な地震時の住宅火災における電気火災対策として、感震ブレーカーの普及促進が必要である、と提言され火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）が一部改正されたことから、本市においても感震ブレーカーの普及を促進すべきであると考え、条例の一部を改正するものである。

施行期日

令和 8 年 3 月 31 日

2 主な改正の内容

1

『簡易サウナ設備』の新設

-流山市火災予防条例第7条の2関係-

【流山市火災予防条例第7条の2第1項】

屋外等のテント及びバレルに設ける放熱設備（サウナストーブ）であって、定格出力6kw以下の薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」として新たに定義。



テント型サウナ

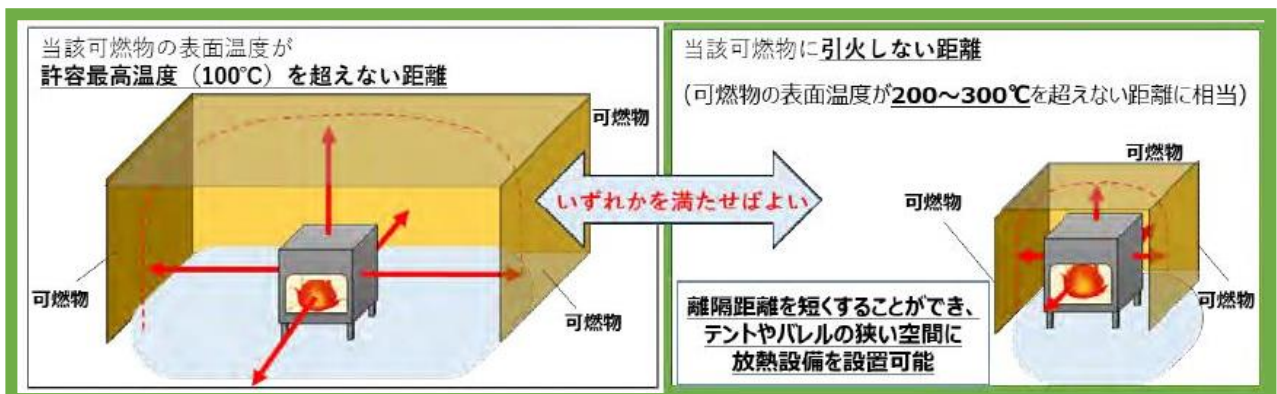


バレル型サウナ

消防庁資料より引用

【流山市火災予防条例第7条の2第1項 第1号】

放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物が100℃を超えない距離又は可燃物が引火しない距離（可燃物の表面温度が200℃～300℃を超えない距離）のいずれかが確保されればよい。



消防庁資料より引用

【流山市火災予防条例第7条の2第1項 第2号】

温度が異常に上昇した場合、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とするものは火災が発生した際に、速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができる。

流山市火災予防条例第7条の2第2項】

簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準について構造が類似している炉とストーブの基準を準用。

2

『一般サウナ設備』へ名称変更

-流山市火災予防条例第7条の3関係-

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（浴場等のサウナ室に設けるサウナストーブ）を、一般サウナ設備として改正し定義する。

3

火を使用する設備等の届出

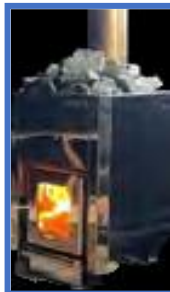
-流山市火災予防条例第4.4条関係-

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出が必要。

参 考 放熱設備（サウナストーブの主な方式）



輻射式（薪ストーブ）



対流式（薪ストーブ）



蓄熱輻射式（電気ストーブ）



輻射対流式（電気ストーブ）

消防庁資料より引用

4

火災予防条例に『感震ブレーカー』を明記 -流山市火災予防条例第29条の7関係-

住宅における火災の予防を推進するための施策に「感震ブレーカー」の普及促進を明記。

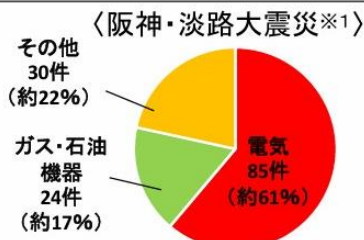
感震ブレーカーとは？

地震の揺れを感知して自動的に電気の供給を遮断する装置で、大規模地震時の停電から復旧時に発生する電気火災（通電火災）を防ぐためのものです。

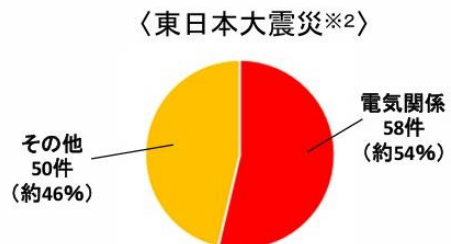
	分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
機器概要	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。

参考 大規模地震時における電気火災の発生状況について

過去の大規模地震時における火災の発生状況



※1「地震時における出火防止対策のあり方に関する調査検討報告書、平成10年」(消防庁)を基に作成



※2 日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」を基に作成

消防庁資料より引用

流山市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市火災予防条例（昭和37年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（簡易サウナ設備）</u> <u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u> <u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>	
<p><u>（一般サウナ設備）</u> <u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対</u></p>	<p><u>（サウナ設備）</u> <u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u> <u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対</u></p>

改正後	改正前
<p>象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p>	<p>象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p>
<p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p> <p>2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。</p>	<p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p> <p>2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。</p>
<p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p>	<p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p>

改正後	改正前
<p>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</p> <p>(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備</p> <p>(15) 水素ガスを充填する気球</p>	<p>(3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p> <p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</p> <p>(14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備</p> <p>(15) 水素ガスを充填する気球</p>

▶ 流山市 占用料条例の一部を改正する条例（案） 概要版

▶ 改正に至る背景と目的

背景：流山市の地価・占用料の状況

- 地価の上昇
 - 平成28年度以降、流山市内の地価が大幅に上昇
 - 固定資産税評価額も上昇。最新の固定資産税評価は令和6年度。
- 占用料の算定基準
 - 民間地価(固定資産税評価額等)を反映
出典:国土交通省「道路占用料改定のポイント」
 - 平成28年度に改定した占用料は、現状の地価水準に見合っていない

料金改定の必要性
道路・河川の占用料
を見直し

用途	地点	過年	R 7	変化率
商業	西初石	163,000円 (H28)	212,000円	+30%
住宅	美田	103,000円 (H28)	132,000円	+28%

地価変動の例
(公示地価)

目的

- 固定資産税評価額に応じた占用料を設定
- インフラ維持管理の安定的な財源確保

▶ スケジュール

令和8年1月	主な占用事業者へ個別事前説明(他の事業者には文書にて通知)
令和8年2月	改正条例案を上程
令和8年3月	議案審議
令和8年3月	改正条例交付
令和8年4月1日	条例施行・新料金導入

▶ 改正の考え方

■ 占用料の定め方

①定額方式

占用数が多い占用物件は、事務の簡略化を図るために、市域の固定資産税評価額から算出する一般的な地価に、使用料率(国土交通省において定める定率)と修正率(国土交通省において定める定率)を掛けた定額方式としている。

②定率方式

その他の占用物件は、近隣の地価(時価)に、使用料率(国土交通省において定める定率)と修正率(国土交通省において定める定率)を掛けた定率方式としている。

- 主な占用者は、電気、通信、ガス等に係わる公益企業として、流山市民の安心安全な生活を守るために安定的な供給を継続する目的があることから、既存の占用物件については、経営の安定に一定の配慮を行い、令和8年度から令和10年度までの3年間で、段階的に令和6年度の固定資産税評価額に合わせた占用料としていく(国土交通省の占用料に係る運用と同様な扱い(「占用料の激変緩和措置」))
- 今回の改定による令和8年度の市税の増収見込み額は、約2,000万円である。(令和9年度、令和10年度も段階的に同額程度増収見込み)
- 上記と別で、次回、令和9年度の固定資産税評価算定を反映した占用料改正手続きを令和10年度に行い、令和11年度当初の占用料改正を行う。

(参考)他市の占用額(電柱・電線類等)

項目	単位	松戸市 R8.4予定	柏市 R7.4.1~	野田市 H26.4.1~
第1種電柱	1本につき1年	2,000円	1,483円	1,110円
第1種電話柱	1本につき1年	1,790円	1,298円	450円
その他の柱類	1本につき1年	180円	132円	2,410円
共架電柱その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	18円	13円	—
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	11円	7円	—
広告塔	表示面積1㎡につき1年	8,550円	6,964円	4,640円
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	3,580円	2,649円	—

▶ 流山市 占用料条例の一部を改正する条例（案） 概要版

▶ 道路に係る定額方式の変更額

占用物件	単位	占用料の額				現状と令和10年度の比較 上昇率	備考
		現状	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
第1種電柱	1本につき1年	1,180円	1,460円	1,750円	2,040円	1.7倍	
第2種電柱		1,810円	2,250円	2,690円	3,140円	1.7倍	
第3種電柱		2,450円	3,040円	3,630円	4,230円	1.7倍	
第1種電話柱		1,050円	1,290円	1,540円	1,790円	1.7倍	
第2種電話柱		1,690円	2,080円	2,480円	2,880円	1.7倍	
第3種電話柱		2,320円	2,870円	3,420円	3,980円	1.7倍	
その他の柱類		97円	120円	150円	180円	1.9倍	
共架架線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年	11円	13円	15円	18円	1.6倍
地下に設ける電線その他の線類	6円		7円	9円	11円	1.8倍	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	950円	1,230円	1,510円	1,790円	1.9倍	
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	630円	780円	930円	1,090円	1.7倍	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	1,940円	2,510円	3,080円	3,650円	1.9倍	
郵便差出箱及び信書便差出箱		820円	1,050円	1,290円	1,530円	1.9倍	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	5,780円	6,640円	7,510円	8,380円	1.4倍	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,940円	2,510円	3,080円	3,650円	1.9倍	
外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	44円	55円	66円	77円	1.8倍	
0.07m以上0.1m未満のもの		63円	78円	94円	110円	1.8倍	
0.1m以上0.15m未満のもの		95円	110円	130円	160円	1.7倍	
0.15m以上0.2m未満のもの		120円	150円	180円	220円	1.8倍	
0.2m以上0.3m未満のもの		190円	230円	280円	330円	1.7倍	
0.3m以上0.4m未満のもの		250円	310円	370円	440円	1.8倍	
0.4m以上0.7m未満のもの		440円	550円	660円	770円	1.8倍	
0.7m以上1m未満		630円	780円	930円	1,090円	1.7倍	
1m以上のもの		1,260円	1,570円	1,880円	2,190円	1.7倍	
鉄道・軌道・歩廊・雪よけ等		占用面積1㎡につき1年	1,940円	2,510円	3,080円	3,650円	1.9倍

▶ 流山市 占用料条例の一部を改正する条例（案） 概要版

▶ 道路に係る定額方式の変更額

占用物件	単位	占用料の額				現状と令和10年度の比較 上昇率	備考
		現状	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	2,890円	3,320円	3,750円	4,190円	1.5倍	
地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	1,730円	1,990円	2,250円	2,510円	1.5倍	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,940円	2,510円	3,080円	3,650円	1.9倍	
イベントで一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	29円	23円	23円	23円	0.8倍	激変緩和なし
イベントで一定期間設けるもの	占用面積1㎡につき1月	580円	700円	700円	700円	1.2倍	激変緩和なし
看板（アーチで設けるもの以外）・一時的	表示面積1㎡につき1月	580円	700円	700円	700円	1.2倍	激変緩和なし
看板（アーチで設けるもの以外）・一定期間	表示面積1㎡につき1年	5,780円	6,640円	7,510円	8,380円	1.4倍	
標識	1本につき1年	1,550円	1,810円	2,070円	2,340円	1.5倍	
旗ざお(イベントで一時的に設けるもの)	1本につき1日	29円	23円	23円	23円	0.8倍	激変緩和なし
旗ざお(イベントで一定期間設けるもの)	1本につき1月	580円	700円	700円	700円	1.2倍	激変緩和なし
幕（イベントで一時的に設けるもの)	その面積1㎡につき1日	29円	23円	23円	23円	0.8倍	激変緩和なし
幕（イベントで一定期間設けるもの)	その面積1㎡につき1日	580円	700円	700円	700円	1.2倍	激変緩和なし
アーチ(車道を横断するもの)	1基につき1月	5,780円	6,980円	6,980円	6,980円	1.2倍	激変緩和なし
アーチ(車道を横断しないもの)	1基につき1月	2,890円	3,490円	3,490円	3,490円	1.2倍	激変緩和なし
太陽光発電・風力発電設備	占用面積1㎡につき1年	2,110円	2,620円	3,130円	3,650円	1.7倍	
工事用板囲、足場、詰所等	占用面積1㎡につき1年	580円	700円	700円	700円	1.2倍	激変緩和なし
仮設店舗その他仮設建築物	占用面積1㎡につき1月	160円	200円	250円	300円	1.9倍	

議案第18号

令和8年度流山市土地区画整理事業特別会計予算

予算書P47～P50 予算説明書P685～P696

1. 歳入歳出予算

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	R8年度予算額
1	清算金収入	163
2	繰入金	902
3	繰越金	2
4	雑収入	1
歳入合計		1,068

(2) 歳出

(単位 千円)

款	項	R8年度予算額
1	総務費	67
	1 西平井・鱒ヶ崎地区 総務管理費	0
	2 鱒ヶ崎・思井地区 総務管理費	67
2	土地区画整理事業費	1,001
	1 西平井・鱒ヶ崎地区 土地区画整理事業費	1
	2 鱒ヶ崎・思井地区 土地区画整理事業費	1,000
3	予備費	0
	1 予備費	0
歳出合計		1,068

2. 主な事業内容

(1) 西平井・鱒ヶ崎地区

なし

(2) 鱒ヶ崎・思井地区

①清算金徴収業務(1件)

議案第19号

令和7年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

1. 繰越明許費の設定

(1) 繰越明許費

(単位 千円)

事業名	予算額	年度内支出見込額	翌年度繰越額
西平井・鱒ヶ崎地区土地区画整理事業	7,700	2,560	5,140
鱒ヶ崎・思井地区土地区画整理事業	7,700	2,560	5,140
歳入合計	15,400	5,120	10,280

2. 繰越事業内容

(1) 西平井・鱒ヶ崎地区

①環境影響評価事後調査業務委託(騒音・振動・大気質)

(理由) 事業進捗を踏まえ繰越すもの

(2) 鱒ヶ崎・思井地区

①環境影響評価事後調査業務委託(騒音・振動・大気質)

(理由) 事業進捗を踏まえ繰越すもの

流山市初石駅施設整備基金条例を廃止する条例の制定について

1. 概要

流山市初石駅施設整備基金は、東武野田線初石駅の橋上駅舎整備に係る負担金及び自由通路整備に係る経費並びにこれらに関連する経費の財源に充てることを目的として、平成 3 1 年 3 月に設置した。

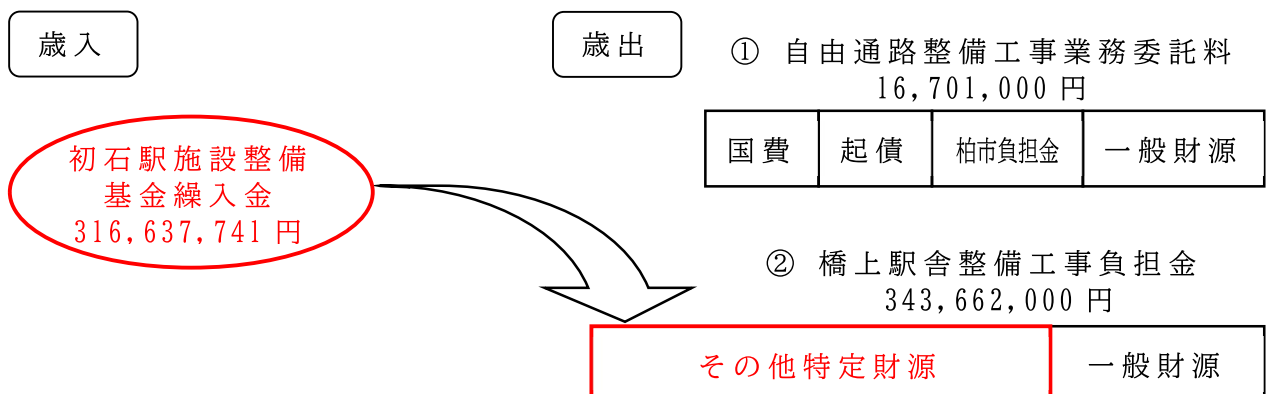
今般、初石駅の橋上駅舎及び自由通路が令和 7 年 1 2 月に供用開始となり、令和 8 年 3 月には旧駅舎等の解体が完了する見込みで、基金の目的が達成されることから、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって基金条例を廃止するものである。

2. 寄附等の状況

年度	積立金 (円)	寄附金 (円)	寄附者 (人)	預金利子 (円)	合計 (円)
平成 30	100,000,000	0	0	0	100,000,000
令和元	30,000,000	1,326,000	43	31,553	31,357,553
令和 2	0	869,000	38	41,804	910,804
令和 3	0	1,006,000	32	2,058	1,008,058
令和 4	167,167,470	1,485,000	45	2,490	168,654,960
令和 5	0	1,890,000	74	5,079	1,895,079
令和 6	0	4,023,000	195	90,923	4,113,923
令和 7	0	6,954,000	233	1,743,364	8,697,364
合計	297,167,470	17,553,000	660	1,917,271	316,637,741

※令和 7 年度は見込み値（3 月補正予算）

3. 3 月補正予算における基金充当イメージ



東武野田線初石駅自由通路の整備工事の 施行の委託に関する協定の変更について

1. 概要

東武野田線初石駅については、令和 5 年第 2 回定例会において「自由通路整備工事の施行委託に関する協定締結」の議決を経て、令和 5 年 7 月 20 日に東武鉄道株式会社と「施行協定」を締結し工事を進めてきた。

その後、令和 7 年 12 月 21 日に自由通路と橋上駅舎が供用開始となり、令和 8 年 3 月末には旧駅舎の撤去等が完了する見込みである。

今回、東武鉄道株式会社から工事費用の変更に関する協議があり、「施行変更協定」の締結に向けた合意書を取り交わしたことから、「自由通路の整備工事の施行の委託に関する協定の変更」について議案を上程するものである。

2. 施行協定額

(1) 施行協定：27 億 7,580 万円

自由通路：13 億 3,180 万円
橋上駅舎：14 億 4,400 万円

(2) 施行変更協定：22 億 6,722 万 8 千円（5 億 857 万 2 千円減）

自由通路：12 億 3,303 万 6 千円（9,876 万 4 千円減）
橋上駅舎：10 億 3,419 万 2 千円（4 億 980 万 8 千円減）

3. 減額の主な要因

(1) 建設資機材や労務価格の上昇率が、想定を約 15% 下回った。

→ 約 3 億 7,010 万 7 千円の減額

(2) 東武鉄道株式会社の発注工事において、請負差金が発生した。

→ 約 6,386 万 1 千円の減額

(3) 夜間工事を昼間工事に変更する等、工事費の縮減に努めた。

→ 約 7,460 万 4 千円の減額

施設の概要

① 東西自由通路(幅5.4m)

エレベーター : 東口・西口各1基(定員15人)
エスカレーター : 東口・西口各1基

② 橋上駅舎

エレベーター : 上り・下りホーム各1基(定員11人)
エスカレーター : 上り・下りホーム各1基



明るく開放的な自由通路



橋上駅舎への階段と
上りエスカレーター

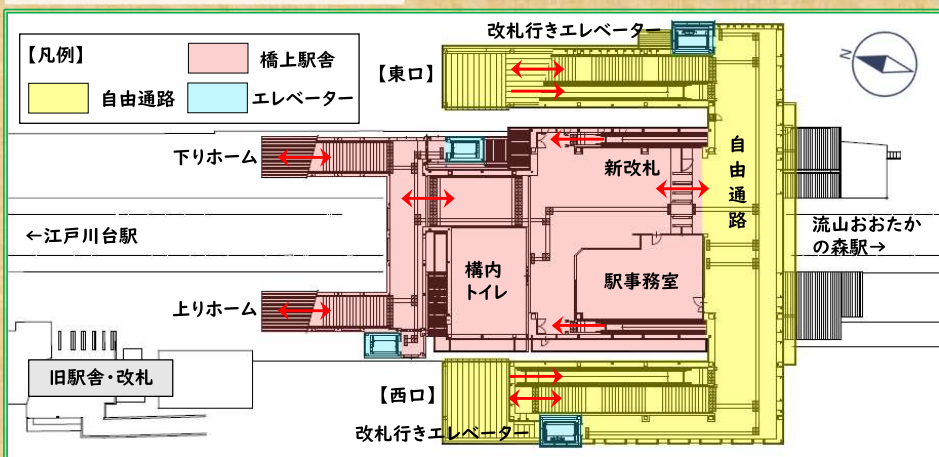


救急用ストレッチャーが入る
15人乗りのエレベーター



オストメイト付き多機能トイレ

初石駅 自由通路・橋上駅舎 平面図



完成 東武野田線初石駅 自由通路・橋上駅舎

～ 駅へのアクセス性向上へ～



令和7年12月21日(日)供用開始



目的と背景

東武野田線初石駅は、西側のみに改札口があり、東側からは交通量が多く狭い踏切を渡らなくてはならず、利便性向上を求める声が上がっていました。

平成30年6月、地元自治会と流山市議会議員有志から、「東口改札の早期設置」を求める1万2千名もの署名を流山市が受領し、市長自ら東武鉄道(株)に要望書を提出しました。

これを受け、駅東口の開設は「橋上駅舎と自由通路の整備」に方針を決定し、事業が動き出しました。



西側改札口に向かう踏切

事業の経過

明治44年	初石駅開業
≈	
平成30年6月	東口改札設置を求める署名を東武鉄道に提出
令和3年6月	東武鉄道と事業の基本協定締結
令和3年11月	実施設計開始
令和5年7月	東武鉄道と工事に関する施行協定締結
令和6年1月	工事開始
令和7年12月	初石駅自由通路・橋上駅舎完成



旧駅舎



自由通路と新駅舎

初石駅のデザインコンセプト

調和

住宅地に圧迫感を与えない調和したデザイン

視認性

アクセントを持たせた視認性の高いデザイン

シンプル

地域の顔として長く愛されるデザイン

東口



西口



初石駅 自由通路と橋上駅舎が完成するまで

基礎工事

令和6年1月～



掘削



杭設置



基礎構築

直径約0.8～1.4m、長さ約39mの杭を40本設置し、その上に建物の基礎を構築しました。

鉄骨工事

令和6年8月～



鉄骨組立



鉄骨組立(線路上空)



鉄骨組立

線路上空は、最終列車が通過した後、始発列車までの時間でクレーンにより鉄骨を組立てました。

内・外装、屋根等工事

令和7年2月～



内装工事(橋上駅舎)



内装工事(自由通路)



屋根工事

地域との調和を考慮するとともに、華美な材料は使用せず、メンテナンスのしやすさを重視しました。

完成・供用

令和7年12月



駅東口



駅舎内トイレ



駅西口



自由通路(改札前)

流山市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

1 概要

都市公園の占用料については、流山市占用料条例に準じた額が定められているが、令和8年流山市議会第1回の定例会で流山市占用料条例の一部を改正する条例を上程することから、道路及び河川の占用料の改正と合わせて都市公園占用料を改定しようとするもの。

その他、条例を適切に運用するため、条文中の用語の定義の順序や現代社会の実情に合っていない表現、漢字の誤りを改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 流山市都市公園条例の一部改正の内容

【改正1】

行為許可を受ける必要がある「業としての撮影」について目的にあった現代の撮影方法が選択できるよう内容を改正。

- ・ 条例第3条第1項第2号において「業としての写真又は映画を撮影すること」の「写真」を「静止画」、「映画」を「動画」とし、現代社会の実情に合った撮影方法に内容を改める。
- ・ 併せて別表第2も同内容について改めるほか、「写真機」を「撮影機」に改める。

【改正2】

行為許可を受ける必要がある「興業」の漢字を改正。

- ・ 条例第3条第1項第3号において「興業」を「興行」に改め、漢字の誤りによる意味の違いを訂正するもの。
- ・ 併せて別表第2も同内容について改める。

【改正3】

市が管理する都市公園に係る占用料を改正。

- ・ 条例第17条第3項において流山市占用料条例に準じて算出した都市公園占用料が別表第4に定められているが、改正後から流山市占用料条例の占用料を準用する条文に内容を改める。
- ・ 改正後は流山市占用料条例の占用料を適用するため、別表第4を削除する。

(2) 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正の内容

<p>【改正4】 「指定管理者」の用語の定義規定の順序を改正。</p>
<p>・条例第2条の2第1項で「指定管理者」の用語の定義をしているが、その前段で「指定管理者」の用語を使用しているため、「指定管理者」の定義を第2条へ追加するよう改める。</p>

<p>【改正5】 【改正1】、【改正2】を受け、別表第5の内容を改正。</p>
<p>・【改正1】、【改正2】を受け、別表第5の「写真」を「静止画」、「映画」を「動画」、「興業」を「興行」に改める。</p>

3 新旧対照表

資料2-1、2-2のとおり

4 施行日

- (1) 令和8年4月1日から施行する
- (2) 第2条については公布の日から施行する

5 参考

流山市都市公園条例改正に伴う、改定後の占用料について（一部抜粋）

○流山市都市公園条例 昭和54年3月30日条例第234別表第4（第17条関係）

※時点：R8.2.3

占用物件	改正前 占用料		R8(緩和措置) 改正後 占用料		上昇比	R9(緩和措置) 改正後 占用料		上昇比	改正後 占用料	上昇比
	単位	額 (円)	額 (円)	額 (円)		額 (円)				
法第7条第1項第1号に規定する占用物件	柱類	第1種電柱	1本につき 1年	1,160	1,460	1.26	1,750	1.51	2,040	1.76
		第2種電柱	き	1,810	2,250	1.24	2,690	1.49	3,140	1.73
		第3種電柱		2,460	3,040	1.24	3,630	1.48	4,230	1.72
		第1種電話柱		1,050	1,290	1.23	1,540	1.47	1,790	1.70
		第2種電話柱		1,700	2,080	1.22	2,480	1.46	2,880	1.69
		第3種電話柱		2,350	2,870	1.22	3,420	1.46	3,980	1.69
		その他		81	120	1.48	150	1.85	180	2.22
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー 1年	10	13	1.30	15	1.50	18	1.80	
地下電線その他地下に設ける線類	トルにつき	5	7	1.40	9	1.80	11	2.20		
変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	1,620	2,510	1.55	3,080	1.90	3,650	2.25		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき	5,820	6,640	1.14	7,510	1.29	8,380	1.44		
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1,620	2,510	1.55	3,080	1.90	3,650	2.25		

流山市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市都市公園条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の許可)</p> <p>第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として<u>静止画又は動画</u>を撮影すること。</p> <p>(3) <u>興行</u>を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(行為の許可)</p> <p>第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として<u>写真 又は映画</u>を撮影すること。</p> <p>(3) <u>興業</u>を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(使用料等)</p> <p>第17条 第3条第1項の許可又は第6条の変更の許可（第3条第1項に係るものに限る。）を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出した額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 法第5条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより算出した額（公園施設の設置の期間が1月未満のものにあっては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額）（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、<u>流山市占用料条例（平成13年流山市条例第19号）第3条の規定を準用して算出した額</u> _____の占 用料を納入しなければならない。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第17条 第3条第1項の許可又は第6条の変更の許可（第3条第1項に係るものに限る。）を受けた者は、別表第2に定めるところにより算出した額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 法第5条第1項の規定による許可を受けた者は、別表第3に定めるところにより算出した額（公園施設の設置の期間が1月未満のものにあっては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額）（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。</p> <p>3 法第6条第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、<u>別表第4に定めるところにより算出した額（土地の占有期間が1月未満のものにあっては、同表に定めるところにより算出した額に100分の10を乗じて得た額を加えた額）（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の占</u> _____の占 用料を納入しなければならない。</p>

改正後		改正前																																							
<p>4 第5条第1項の許可又は第6条の変更の許可（第5条第1項に係るものに限る。）を受けた者は、別表第4に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料を当該許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第2条の5に規定する夜間照明施設の使用時間に夜間照明施設を備える有料公園施設を使用するときは、併せて同表に定める夜間照明施設の利用料を支払わなければならない。ただし、当該使用期日に有料公園施設を使用しなかったときは、当該夜間照明施設の利用料に限りその支払を要しないものとする。</p> <p>5 市長は、前項に規定する利用料を指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>別表第2（第17条関係） 行為に係る使用料</p>		<p>4 第5条第1項の許可又は第6条の変更の許可（第5条第1項に係るものに限る。）を受けた者は、別表第5に定める額（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料を当該許可を受けた使用期日（以下「使用期日」という。）までに指定管理者に支払わなければならない。この場合において、第2条の5に規定する夜間照明施設の使用時間に夜間照明施設を備える有料公園施設を使用するときは、併せて同表に定める夜間照明施設の利用料を支払わなければならない。ただし、当該使用期日に有料公園施設を使用しなかったときは、当該夜間照明施設の利用料に限りその支払を要しないものとする。</p> <p>5 市長は、前項に規定する利用料を指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>別表第2（第17条関係） 行為に係る使用料</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為</td> <td>1人 1日</td> <td>110.00円</td> </tr> <tr> <td>1平方メートル 1日</td> <td>33.00円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業として<u>静止画</u>の撮影を行う場合</td> <td>常時 撮影機 1台 1月</td> <td>1,100.00円</td> </tr> <tr> <td>臨時 撮影機 1台 1日</td> <td>110.00円</td> </tr> <tr> <td>業として<u>動画</u>の撮影を行う場合</td> <td>1回 2時間以内</td> <td>1,100.00円</td> </tr> <tr> <td><u>興行</u>を行う場合</td> <td>1平方メートル 1日</td> <td>11.00円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人 1日	110.00円	1平方メートル 1日	33.00円	業として <u>静止画</u> の撮影を行う場合	常時 撮影機 1台 1月	1,100.00円	臨時 撮影機 1台 1日	110.00円	業として <u>動画</u> の撮影を行う場合	1回 2時間以内	1,100.00円	<u>興行</u> を行う場合	1平方メートル 1日	11.00円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為</td> <td>1人 1日</td> <td>110.00円</td> </tr> <tr> <td>1平方メートル 1日</td> <td>33.00円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業として<u>写真</u>の撮影を行う場合</td> <td>常時 写真機 1台 1月</td> <td>1,100.00円</td> </tr> <tr> <td>臨時 写真機 1台 1日</td> <td>110.00円</td> </tr> <tr> <td>業として<u>映画</u>の撮影を行う場合</td> <td>1回 2時間以内</td> <td>1,100.00円</td> </tr> <tr> <td><u>興業</u>を行う場合</td> <td>1平方メートル 1日</td> <td>11.00円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人 1日	110.00円	1平方メートル 1日	33.00円	業として <u>写真</u> の撮影を行う場合	常時 写真機 1台 1月	1,100.00円	臨時 写真機 1台 1日	110.00円	業として <u>映画</u> の撮影を行う場合	1回 2時間以内	1,100.00円	<u>興業</u> を行う場合	1平方メートル 1日	11.00円
区分	単位	金額																																							
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人 1日	110.00円																																							
	1平方メートル 1日	33.00円																																							
業として <u>静止画</u> の撮影を行う場合	常時 撮影機 1台 1月	1,100.00円																																							
	臨時 撮影機 1台 1日	110.00円																																							
業として <u>動画</u> の撮影を行う場合	1回 2時間以内	1,100.00円																																							
<u>興行</u> を行う場合	1平方メートル 1日	11.00円																																							
区分	単位	金額																																							
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人 1日	110.00円																																							
	1平方メートル 1日	33.00円																																							
業として <u>写真</u> の撮影を行う場合	常時 写真機 1台 1月	1,100.00円																																							
	臨時 写真機 1台 1日	110.00円																																							
業として <u>映画</u> の撮影を行う場合	1回 2時間以内	1,100.00円																																							
<u>興業</u> を行う場合	1平方メートル 1日	11.00円																																							

改正後			改正前		
競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル 1日	1.10円	競技会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル 1日	1.10円

備考

- 1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

(削る)

備考

- 1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

別表第4 (第17条関係)

占有物件		占有料			
		単位	額(円)		
法第7条第1項第1号に規定する占有物件	柱類	第1種電柱	1本につき	1年	1,160
		第2種電柱			1,810
		第3種電柱			2,460
		第1種電話柱			1,050
		第2種電話柱			1,700
		第3種電話柱			2,350
		その他			81
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	1年	10	
	地下電線その他地下に設			5	

改正後	改正前		
	ける線類		
	変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	1,620
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,820
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,620
	法第7条第1項第2号に規定する占用物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 54
		外径が0.1メートル以上	81
		0.15メートル未満のもの	
		外径が0.15メートル以上	100
		0.2メートル未満のもの	
		外径が0.2メートル以上	210
		0.4メートル未満のもの	
		外径が0.4メートル以上1	540
		メートル未満のもの	
		外径が1メートル以上の	1,080
		もの	
	法第7条第1項第3号に規定する占用物件	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積1平方メートルにつき1年 1,620
		通路、公共駐車場その他これらに類する施設	2,910
	法第7条第1項第4号に規定する占用物件	郵便差出箱	1個につき 1年 680
		公衆電話所	1,620

改正後	改正前		
	法第7条第1項第6号に規定する占有物件	占有面積1平方メートルにつき1日	24
	法第7条第1項第7号に規定する占有物件	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第1号規定する占有物件	1本につき 1年 1,290
		令第12条第2項第7号に規定する占有物件	占有面積1平方メートルにつき1月 720
		令第12条第2項第8号に規定する占有物件	720
		令第12条第2項第9号に規定する占有物件	130
<p><u>備考</u></p> <p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p>			

改正後	改正前
<p>別表第4（第17条関係） （略）</p>	<p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔の表示部分の面積をいう。</p> <p>5 表示面積、占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。</p> <p>6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が日額で定められている占用物件に係る占用の期間が1日未満であるとき又はその期間に1日未満の端数があるときは1日として計算するものとする。</p> <p>別表第5（第17条関係） （略）</p>

流山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市都市公園条例の一部を改正する条例（令和6年流山市条例第11号）の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>○流山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (定義)</p>	<p>○流山市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。</p>	<p>(1) 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。</p>
<p>(2) 指定都市公園 前号に規定する都市公園のうち、流山市総合運動公園をいう。</p>	<p>(2) 指定都市公園 前号に規定する都市公園のうち、流山市総合運動公園をいう。</p>
<p>(3) 指定管理者 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であって市が指定するものをいう。</p>	<p>(3) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。</p>
<p>(4) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。</p>	<p>(4) 有料公園施設 前号に規定する公園施設のうち、その使用につき利用料を収受するものであって、別表第1に掲げるものをいう。</p>
<p>(5) 有料公園施設 前号に規定する公園施設のうち、その使用につき利用料を収受するものであって、別表第1に掲げるものをいう。</p>	<p>(5) 指定公園施設 指定都市公園の公園施設のうち、有料公園施設及び法第5条第1項に基づき許可を受けた公園施設(指定管理者が行う業務において同項に基づき許可を受けた公園施設を除く。)を除いたものをいう。</p>
<p>(6) 指定公園施設 指定都市公園の公園施設のうち、有料公園施設及び法第5条第1項に基づき許可を受けた公園施設(指定管理者が行う業務において同項に基づき許可を受けた公園施設を除く。)を除いたものをいう。</p>	<p>(6) 休日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。 (指定管理者による管理)</p>
<p>(7) 休日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。 (指定管理者による管理)</p>	<p>第2条の2 市は、有料公園施設及び指定公園施設の設置目的を効果的に達成するため、<u>指定管理者</u></p>
<p>第2条の2 市は、有料公園施設及び指定公園施設の設置目的を効果的に達成するため、<u>指定管理者</u></p>	<p>第2条の2 市は、有料公園施設及び指定公園施設の設置目的を効果的に達成するため、<u>法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に有料公園施設及び指定公園施設の管理を行わせるものとする。</p>
<p>_____に有料公園施設及び指定公園施設の管理を行わせるものとする。</p>	<p>2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)</p>
<p>_____に有料公園施設及び指定公園施設の管理を行わせるものとする。</p>	<p>2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)</p>
<p>2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)</p>	<p>2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年流山市条例第27号)</p>

改正後		改正前	
の定めるところによる。		の定めるところによる。	
別表第5（第17条関係）		別表第5（第17条関係）	
1 行為に係る利用料		1 行為に係る利用料	
区分	単位	金額	
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為	1人 1日	111.00円	物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為
	1平方メートル 1日	33.00円	
業として静止画の撮影を行う場合	撮影機1台 1月	1,100.00円	業として写真の撮影を行う場合
	撮影機1台 1日	110.00円	
業として動画の撮影を行う場合	1回2時間以内	1,100.00円	業として映画の撮影を行う場合
興行を行う場合	1平方メートル 1日	11.00円	興業を行う場合
競技会、展示会その他これらに類する催しのために指定公園施設の全部又は一部を独占して利用する場合	1平方メートル 1日	1.10円	競技会、展示会その他これらに類する催しのために指定公園施設の全部又は一部を独占して利用する場合
備考		備考	
1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。		1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。	
2 利用料の額が月額で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。		2 利用料の額が月額で定められている場合において、利用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。	
(略)		(略)	

令和8年度 流山市水道事業会計予算(案) 概要

令和8年第1回定例会
都市建設委員会
議案第20号 (資料)

【収益的収支】

(税込み) (単位:千円)

区分	項目	R 8年度予算額		R 7年度予算額		対前年度比較		説明	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)		
収	営業収益	給水収益	3,053,891	75.66%	3,635,622	89.76%	△ 581,731	△ 16.00%	令和8年度末 給水人口 215,209人 給水栓数 96,220栓 令和7年度末 給水人口 214,716人 給水栓数 96,000栓 (見込み) 年間給水量 20,508,426㎡ 年間有収水量 19,720,112㎡ (見込み) 年間給水量 20,465,443㎡ 年間有収水量 19,678,787㎡ 有収率 96.15% 給水普及率 99.65% 有収率 96.15% 給水普及率 99.65%
		他会計負担金	109,262	2.71%	98,447	2.43%	10,815	10.99%	水道料金 令和7年度決算見込 3,636,646,907円 × 1.0021(伸び率0.21%) - 594,000,000円(物価高騰対策減免分) = 3,050,283,866円 ・臨時水道料金 令和7年度上半期実績 1,640,210円 × 2 × 1.1 = 3,608,462円
		その他営業収益	9,528	0.24%	9,957	0.25%	△ 429	△ 4.31%	・下水道使用料徴収業務負担金 102,850千円 ・消火栓維持管理経費負担金6,412千円(維持管理費:6,021千円、事務費:391千円)
		小計	3,172,681	78.61%	3,744,026	92.44%	△ 571,345	△ 15.26%	・設計審査等給水装置関係手数料等 1,535件分 8,442千円 ・指定給水装置工事事業者更新手数料 63件分 630千円 ほか
益	営業外収益	受取利息	16,733	0.41%	4,331	0.11%	12,402	286.35%	・定期預金利息 8,103千円 ・下水道事業会計貸付金利息 8,630千円
		他会計補助金	541,056	13.40%	416	0.01%	540,640	129961.54%	・水道料金減免に伴う一般会計等繰入金 540,000千円 ・児童手当補助金1,056千円
		長期前受金戻入	298,742	7.40%	290,953	7.18%	7,789	2.68%	・資産の減価償却費に係る補助金等の戻入
		雑収益	7,325	0.18%	10,522	0.26%	△ 3,197	△ 30.38%	・下水道事業会計負担金 3,642千円 ・職員等駐車場使用料 1,548千円 ほか
特別利益	40	0.00%	40	0.00%	0	0.00%	・東電からの賠償金(放射性物質測定手数料分)		
合計	4,036,577	100.00%	4,050,288	100.00%	△ 13,711	△ 0.34%			

費	営業費用	人件費	193,378	5.35%	184,242	5.22%	9,136	4.96%	・職員19名分(管理者を含む)の人件費 172,585千円 ・会計年度任用職員6名分の人件費 20,677千円 ・上下水道事業運営審議会2回分の報酬 116千円
		動力費	221,497	6.12%	216,214	6.12%	5,283	2.44%	・4浄水場(取水井戸を含む)電気料、ガス料金
		修繕費	183,515	5.07%	160,574	4.54%	22,941	14.29%	・浄水場施設修理(3浄水場) 30,101千円 ・配水管及び給水管等漏水修理 75,560千円 ・消火栓修理 6,021千円 ・漏水修理に伴う道路舗装復旧 36,960千円 ・水道メーター交換施工委託関連修繕費(34件) 881千円 ・検定期間満了水道メーター費(11,670個) 30,219千円 ほか
		受水費	1,189,308	32.88%	1,200,943	34.00%	△ 11,635	△ 0.97%	・北千葉広域水道企業団からの受水(基本水量=17,096,600㎡、使用水量=17,096,600㎡) 1,184,795千円《基本単価 53円/㎡、使用単価 10円/㎡》 (参考 前年度:基本単価 53円/㎡、使用単価 10円/㎡) ・不要水使用に伴う追加受水 2,000㎡×63円/㎡×30日×1.1=4,158千円 ・柏市分水料金 355千円
		委託料	555,021	15.35%	531,964	15.06%	23,057	4.33%	・水道料金徴収等業務委託料194,123千円 ・浄水場運転及び維持管理等委託料(4浄水場) 138,783千円 ・上下水道関連漏水修理及び受付等業務委託料 92,392千円 ・水道メーター関連業務委託料 56,180千円 ほか
		その他営業費用	112,259	3.10%	100,089	2.83%	12,170	12.16%	・上記営業費用項目以外の経費(通信運搬費:37,778千円、手数料:29,136千円、備消耗品費:12,660千円、賃借料:10,480千円、負担金9,691千円、光熱水費:5,536千円 ほか)
		減価償却費	966,566	26.72%	978,994	27.71%	△ 12,428	△ 1.27%	・構築物、機械及び装置等の有形固定資産減価償却費
		資産減耗費	4,585	0.13%	3,511	0.10%	1,074	30.59%	・配水管等の撤去に係る資産除却費
		小計	3,426,129	94.72%	3,376,531	95.58%	49,598	1.47%	
		営業外費用	160,009	4.43%	125,354	3.55%	34,655	27.65%	・企業債利息(財政融資資金借入金利息:47,450千円、地方公共団体金融機構借入金利息:42,264千円)
特別損失	644	0.02%	644	0.02%	0	0.00%	・過年度損益修正損 600千円 ・災害損失 44千円		
予備費	30,000	0.83%	30,000	0.85%	0	0.00%	・予備費		
合計	3,616,782	100.00%	3,532,529	100.00%	84,253	2.39%			

収益的収支差引(税込み) 419,795千円 517,759千円 △ 97,964千円
 当年度損益(税抜き) 407,345千円 407,267千円 78千円

令和8年度 流山市水道事業会計予算（案） 概要

令和8年第1回定例会
都市建設委員会
議案第20号（資料）

【資本的収支】

(税込み) (単位:千円)

区分	項目	R 8年度予算額		R 7年度予算額		対前年度比較		説明
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
収入	企業債	681,100	53.04%	233,600	29.81%	447,500	191.57%	【充当率30%】・南部地域主要配水管改良工事(R8-1工区) ・鱈ヶ崎配水管改良工事(R8-1工区) 【充当率70%】・西平井浄水場水処理施設更新工事 ・おたかの森浄水場中央監視システム更新工事 ・おたかの森浄水場配水ポンプ施設更新工事
	工事負担金	129,500	10.08%	119,055	15.19%	10,445	8.77%	・つくばエクスプレス沿線整備に伴う区画整理事業からの工事負担金
	給水申込納付金	391,710	30.50%	427,570	54.57%	△ 35,860	△ 8.39%	・新設 1,452件 378,070千円 ・口径変更 83件 13,640千円
	他会計負担金	3,088	0.24%	3,195	0.41%	△ 107	△ 3.35%	・消火栓設置工事負担金(5基分:2,900千円、事務費188千円)
	国庫補助金	52,500	4.09%	0	0.00%	52,500	皆増	防災・安全交付金(水道総合地震対策事業:南部地域主要配水管改良工事(R8-1工区)、鱈ヶ崎配水管改良工事(R8-1工区))
	県補助金	26,200	2.04%	0	0.00%	26,200	皆増	水道管路耐震化促進事業補助金(水道総合地震対策事業:南部地域主要配水管改良工事(R8-1工区)、鱈ヶ崎配水管改良工事(R8-1工区))
	他会計補助金	120	0.01%	120	0.02%	0	0.00%	・児童手当補助金
	合計	1,284,218	100.00%	783,540	100.00%	500,678	63.90%	

建設改良費	工具器具及び備品取得費	0	0.00%	6,482	0.00%	△ 6,482	皆減	
	水道メーター費	7,343	0.20%	7,588	0.29%	△ 245	△ 3.23%	・新設 6,366千円 1,612個 ・口径変更 977千円 196個
	諸設備費	382,353	10.65%	9,691	0.38%	372,662	3845.44%	委託料 ・上下水道局外壁改修、屋上緑化撤去及び屋上防水改修工事監理業務委託 3,586千円 工事請負費 ・上下水道局庁舎外壁改修、屋上緑化撤去及び屋上防水改修工事 321,816千円 ・上下水道局庁舎エアコン更新工事(4階電気室系統) 32,593千円 ・上下水道局電気自動車用充電スタンド設置工事 12,529千円 ・上下水道局庁舎LED照明及び非常用照明更新工事 11,176千円 ・上下水道局庁舎換気設備更新工事 653千円
	原水及び浄水施設費	955,966	26.62%	451,068	17.47%	504,898	111.93%	委託料 ・西平井浄水場水処理施設更新工事施工監理業務委託料 5,093千円 ・浄水場中央監視システム更新事業施工監理業務委託料 10,868千円 工事請負費 ・浄水場整備工事(西平井浄水場水処理施設更新工事、おたかの森浄水場中央監視システム更新工事ほか) 910,338千円 ・浄水場改修工事(江戸川台浄水場3号・4号ろ過機ろ材交換工事) 29,667千円
	配水施設費	1,063,552	29.62%	1,077,411	41.73%	△ 13,859	△ 1.29%	委託料 ・配水管改良工事実施設計委託料 51,095千円 ・技術支援業務委託料 55,118千円ほか 工事請負費 ・主要配水管改良工事 302,731千円 2本 布設延長 L=524.5m ・配水管改良工事 老朽管等改良 473,979千円 8本 布設延長 L=2,637.3m 下水道工事に伴う配水管改良 22,605千円 1本 L=173.4m 補償費 ・舗装本復旧工事 156,024千円 ・配水管改良工事に伴う物件補償 1,000千円
小計	2,409,214	67.09%	1,552,240	60.12%	856,974	55.21%		
拡張事業費	108,443	3.02%	0	0.00%	108,443	皆増	工事請負費 ・配水管拡張工事 108,443千円 5本 布設延長=1,272m	
業務費	レックスく沿線整備事業費	176,885	4.93%	131,940	5.11%	44,945	34.06%	委託料 ・運動公園周辺地区配水管拡張工事実施設計委託 15,240千円 工事請負費 ・配水管拡張工事 161,645千円 5本 布設延長=2,655m
	つくばエクスプレス沿線整備事務費	24,577	0.68%	22,986	0.89%	1,591	6.92%	・職員3名分の人件費及び事務費
	小計	201,462	5.61%	154,926	6.00%	46,536	30.04%	
企業債償還金	541,838	15.09%	544,640	21.10%	△ 2,802	△ 0.51%	・企業債償還金(財政融資資金償還金 315,588千円、地方公共団体金融機構資金償還金 226,250千円)	
他会計貸付金	300,000	8.35%	300,000	11.62%	0	0.00%	・下水道事業会計への貸付金	
予備費	30,000	0.84%	30,000	1.16%	0	0.00%	・予備費	
合計	3,590,957	100.00%	2,581,806	100.00%	1,009,151	39.09%		

資本的収支差引(税込み) △ 2,306,739千円 △ 1,798,266千円 △ 508,473 28.28%

支出総額(収益の支出+資本的支出) 7,207,739 6,114,335 1,093,404 17.88%

不足額については、消費税資本的収支調整額 199,558千円、当年度分損益勘定留保資金 969,860千円、減債積立金 541,838千円及び建設改良積立金 595,483千円で補填する。

令和8年度 流山市下水道事業会計予算（案） 概要

令和8年第1回定例会
都市建設委員会
議案第23号 (資料)

【収益的収支】

(税込み) (単位:千円)

区分	項目	R8年度予算額		R7年度予算額		対前年度比較		説	明
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	増減率		
収	下水道使用料	2,692,533	63.77%	2,639,713	63.70%	52,820	2.00%	令和8年度末 処理区域内人口：209,000人 (見込み) 年間処理水量：23,892,000m ³ 年間有収水量：19,352,000m ³ 有収率：81.0% 普及率：96.5%	令和7年度末 処理区域内人口：207,000人 (見込み) 年間処理水量：23,695,000m ³ 年間有収水量：19,193,000m ³ 有収率：81.0% 普及率：95.8%
	雨水処理負担金	282,718	6.70%	301,023	7.26%	△ 18,305	△ 6.08%	令和7年度決算見込額 2,653,264,950円 ×1.0148(伸び率1.48%) = 2,692,533,271円	一般会計からの繰入金 ・雨水処理に要する経費 282,718千円
	その他営業収益	670	0.02%	540	0.01%	130	24.07%	・指定工事店登録手数料 670千円	
	小計	2,975,921	70.49%	2,941,276	70.97%	34,645	1.18%		
益	他会計負担金	213,469	5.05%	177,781	4.29%	35,688	20.07%	一般会計からの繰入金 【基準内】 ・流域下水道の建設に要する経費 10,416千円 ・下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費 685千円 ・水洗便所に係る改築命令等に関する事務に要する経費 25,936千円 ・不明水の処理に要する経費 83,646千円 ・高度処理に要する経費 50,626千円 ・その他 18千円 合計(基準内) 171,327千円 【基準外】 ・浄化槽普及事業に要する経費43,077千円 - 調整912千円 = 42,165千円	
	他会計補助金	480	0.01%	200	0.01%	280	140.00%	・児童手当補助金	
	国庫補助金	23,850	0.56%	26,820	0.65%	△ 2,970	△ 11.07%	循環型社会形成推進交付金 23,850千円 【浄化槽関連】 ・本体設置費 11,850千円 ・転換費 12,000千円	
	県補助金	18,900	0.45%	23,580	0.57%	△ 4,680	△ 19.85%	生活排水対策浄化槽推進事業補助金 18,900千円 【浄化槽関連】 ・本体設置費 7,900千円 ・転換費 11,000千円	
	長期前受金戻入	987,916	23.40%	973,440	23.49%	14,476	1.49%	・資産の減価償却費に係る補助金等の戻入	
	雑収益	1,593	0.04%	742	0.02%	851	114.69%	・下水道占用料 176千円 ・受益者負担金延滞金 30千円 ・行政財産使用料 1,188千円 ・柏市からのマンホールポンプ維持管理負担金 198千円 ほか	
	小計	1,246,208	29.51%	1,202,563	29.03%	43,645	3.63%		
特別利益	2	0.00%	2	0.00%	0	0.00%	・流域下水道維持管理費精算金		
合計	4,222,131	100.00%	4,143,841	100.00%	78,290	1.89%			

費	人件費	121,885	2.88%	114,047	2.76%	7,838	6.87%	・職員12名分の人件費 111,616千円 ・会計年度任用職員3名分の人件費 10,153千円 ・上下水道事業運営審議会2回分の報酬 116千円	
	委託料	219,630	5.19%	175,103	4.23%	44,527	25.43%	・上下水道排水設備及び受付等業務委託料 46,427千円 ・計画等策定業務委託料 15,686千円 ・調整池及び雨水幹線等草刈業務委託料 78,771千円 ・下水道台帳作成業務委託料 16,709千円 ほか	
	修繕費	26,975	0.64%	27,041	0.65%	△ 66	△ 0.24%	・汚水管渠等修繕 24,686千円 ほか	
	光熱水費	6,474	0.15%	7,462	0.18%	△ 988	△ 13.24%	・調整池(西平井、東谷、大堀川8号幹線)、マンホールポンプ33カ所	
	補助金	75,732	1.79%	87,270	2.11%	△ 11,538	△ 13.22%	・浄化槽整備事業補助金(50基) 75,700千円 ほか	
	流域下水道維持管理負担金	1,672,927	39.53%	1,658,973	40.09%	13,954	0.84%	・江戸川左岸負担金 1,363,309千円(単価70.3円) ・手賀沼負担金 309,618千円(単価68.8円)	
	その他営業費用	128,386	3.04%	116,957	2.83%	11,429	9.77%	・上記営業費用項目以外の経費(負担金113,795千円、賃借料4,991千円、報償費1,422千円、通信運搬費2,056千円 ほか)	
	減価償却費	1,710,206	40.42%	1,699,369	41.07%	10,837	0.64%	・構築物等の有形及び無形固定資産減価償却費	
	資産減耗費	11,000	0.26%	11,000	0.27%	0	0.00%	・おたかの森ポンプ場撤去工事	
	小計	3,973,215	93.90%	3,897,222	94.19%	75,993	1.95%		
用	企業債利息	217,990	5.15%	210,289	5.08%	7,701	3.66%	・企業債利息(下水道事業借入金利息 208,757千円、資本費平準化借入金利息 602千円) ・水道事業会計からの借入金利息(一時借入金 1,850千円、長期借入金 6,781千円)	
	支払消費税	20,000	0.47%	10,000	0.24%	10,000	100.00%	・支払消費税	
	雑支出	63	0.00%	57	0.00%	6	10.53%	・雑支出	
	小計	238,053	5.62%	220,346	5.32%	17,707	8.04%		
特別損失	300	0.01%	300	0.01%	0	0.00%	・過年度損益修正損		
予備費	20,000	0.47%	20,000	0.48%	0	0.00%	・予備費		
合計	4,231,568	100.00%	4,137,868	100.00%	93,700	2.26%			

収益的収支差引(税込み) △ 9,437千円 5,973千円 △ 15,410千円

当年度損益(税抜き) △ 66,158千円 △ 57,499千円 △ 8,659千円

令和8年度 流山市下水道事業会計予算（案） 概要

令和8年第1回定例会
都市建設委員会
議案第23号（資料）

【資本的収支】

(税込み) (単位:千円)

区分	項目	R8年度予算額		R7年度予算額		対前年度比較		説明
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)	
収入	企業債	922,900	34.73%	1,012,900	40.45%	△ 90,000	△ 8.89%	・公共下水道事業債(既成市街地分)(汚水)301,000千円、(雨水)149,000千円、ストックマネジメント121,000千円、災害対策11,700千円 (つくばエクスプレス沿線整備関連分)(汚水)77,300千円、(雨水)3,900千円 ・江戸川左岸流域下水道事業債(汚水)259,000千円
	他会計負担金	53,813	2.03%	52,196	2.08%	1,617	3.10%	一般会計からの繰入金 ・雨水処理に要する経費 12,112千円 ・流域下水道の建設に要する経費 40,902千円 ・その他 799千円 合計(基準内)53,813千円
	国庫補助金	736,950	27.74%	832,500	33.25%	△ 95,550	△ 11.48%	・公共下水道費補助金(既成市街地分)(汚水)301,000千円、(雨水)190,000千円 (つくばエクスプレス沿線整備関連分)(汚水)77,300千円、(雨水)35,950千円 ・その他132,700千円(ストックマネジメント121,000千円、災害対策11,700千円)
	受益者負担金	23,194	0.87%	43,001	1.72%	△ 19,807	△ 46.06%	令和8年度賦課分:長崎2丁目、前ヶ崎、名都借、おおたかの森西3丁目
	工事負担金	578,800	21.78%	210,600	8.41%	368,200	174.83%	運動公園地区(汚水232,400千円、雨水346,400千円)
	負担金	40,912	1.54%	52,415	2.09%	△ 11,503	△ 21.95%	・大堀川1号雨水幹線工事負担金 40,911千円 ほか
	他会計補助金	444	0.02%	432	0.02%	12	2.78%	・児童手当補助金
	他会計長期借入金	300,000	11.29%	300,000	11.98%	0	0.00%	・他会計長期借入金
	合計	2,657,013	100.00%	2,504,044	100.00%	152,969	6.11%	

支出	建設改良費	汚水整備事業費	752,862	21.97%	1,123,024	33.37%	△ 370,162	△ 32.96%	・委託料 35,926千円 流山第2処理分区汚水枝線実施設計委託、下水道(設計)支援業務委託 ・補償費 10,000千円 第7-2汚水枝線工事(E8-721) ガス管等移設(長崎2丁目地先ほか) ほか ・工事請負費 管渠工事費 176,157千円 汚水枝線工事 4件(長崎2丁目、前ヶ崎 ほか) 災害用マンホールトイレ整備工事 (八木中学校 常盤松中学校) 舗装復旧工事費 478,779千円 28件(古間木、青田 ほか) 公共汚水樹設置工事 42,000千円 江戸川左岸流域250箇所・手賀沼流域100箇所 附帯工事費 10,000千円 2件(江戸川左岸流域 既設管きょ切回し等附帯工事 ほか)
		雨水整備事業費	400,000	11.67%	268,780	7.99%	131,220	48.82%	・工事請負費 400,000千円 大堀川1号雨水幹線工事
		下水道ストックマネジメント事業費	283,400	8.27%	448,738	13.33%	△ 165,338	△ 36.85%	・委託料 48,000千円 改築実施設計業務委託(平和台団地ほか) ・工事請負費 235,400千円 若葉台団地汚水管改築工事、若葉台団地舗装復旧工事 ほか
		汚水・雨水共通経費	24,729	0.72%	23,577	0.70%	1,152	4.89%	・職員3名分の人件費 他
		有形固定資産購入費	4,069	0.12%	0	0.00%	4,069	皆増	・防災用備蓄品購入費(マンホールトイレセット)
		無形固定資産購入費	270,877	7.90%	194,333	5.77%	76,544	39.39%	・江戸川左岸流域下水道建設費負担金 270,877千円
		小計	1,735,937	50.65%	2,058,452	61.16%	△ 322,515	△ 15.67%	
レつく沿線エクス事業費	汚水整備事業費	387,000	11.29%	121,100	3.60%	265,900	219.57%	・委託料 54,700千円 運動公園周辺地区(管きょ実施設計委託) φ200 2,316m ・工事請負費 332,300千円 運動公園周辺地区(管きょ布設工事) φ200 1,472m、φ300 376m	
	雨水整備事業費	386,300	11.27%	229,500	6.82%	156,800	68.32%	・委託料 386,300千円 運動公園周辺地区内工事施工業務委託 φ2400 100m ほか	
	汚水・雨水共通経費	18,324	0.54%	17,229	0.51%	1,095	6.36%	・職員2名分の人件費 他	
	小計	791,624	23.10%	367,829	10.93%	423,795	115.22%		
	企業債償還金	889,942	25.96%	929,034	27.61%	△ 39,092	△ 4.21%	・企業債償還金(下水道事業債859,953千円、資本費平準化債償還金29,989千円)	
	予備費	10,000	0.29%	10,000	0.30%	0	0.00%	・予備費	
	合計	3,427,503	100.00%	3,365,315	100.00%	62,188	1.85%		

資本的収支差引(税込み) △ 770,490千円 △ 861,271千円 90,781千円 △ 10.54%

支出総額(収益的支出+資本的支出) 7,659,071千円 7,503,183千円 155,888千円 2.08%

不足額については、過年度分損益勘定留保資金 603,676千円、当年度分損益勘定留保資金 45,214千円及び消費税資本的収支調整額 121,600千円で補填する。

都市建設委員会行政視察（案）

- 1 期 日 令和 8 年 5 月 1 1 日（月）～
令和 8 年 5 月 1 3 日（水）

- 2 視 察 地
 - ・長野県松本市 1 日目
 - ・長野県小布施町 2 日目
 - ・長野県長野市 3 日目

- 3 視察人数 9 人（委員 7 名・執行部 1 名・事務局 1 名）

- 4 視察事項
 - （1）長野県松本市
コンパクトシティ＋公共交通ネットワークについて
 - （2）長野県小布施町
協働と交流のまちづくりについて
 - （3）長野県長野市
A I オンデマンド交通を含む地域公共交通の再設計について

- 5 視察経費 1・1・1・3・2・8（予算案計上済）で対応